

平成30・31年度
高 浜 市
入札参加資格審査申請要領
(建設工事)

平成30・31年度において、高浜市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という。）に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により、適正な入札参加資格申請（以下「申請」という。）を行ってください。

目次

目次	p.1
1 申請者の要件	p.2~p.3
2 申請の方法	p.3~p.4
3 受付期間	p.4
4 別送書類	p.4~p.7
5 資格審査	p.7
6 資格審査（格付）状況照会	p.7~p.8
7 資格審査（格付）結果	} p.8
8 資格の有効期限	
9 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に 伴う入札参加資格の取扱い	
10 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査 における結果に基づく入札参加資格の取扱い	p.9
11 入札参加資格決定後における登録内容の変更等	p.9~p.11
12 その他	p.12
【申請上の注意点】	p.13~p.22

1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) あいち電子調達共同システム（CALS/EC）参加自治体に共通する要件

① 入札参加資格審査を希望する業種は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。

② 入札参加資格審査を希望する業種は、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

ア 「定時受付」に申請される方

審査基準日（決算日）が、平成28年7月1日から平成29年6月30日の間にあるもの。

ただし、平成29年7月1日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により、審査基準日が上記期間に該当しない場合には、申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

イ 「随時受付」に申請される方

申請日からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とするものであって、かつ、申請日の直前に受けたもの。

③ 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

• 地方自治法施行令（抜粋）

第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第167条の11（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

• 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第32条第1項（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- | | |
|---|---|
| 1 | 指定暴力団員 |
| 2 | 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） |
| 3 | 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの |
| 4 | 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。） |

④ 次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）。

ア 国税

法人の方 法人税、消費税及び地方消費税

個人の方 申告所得税、消費税及び地方消費税

イ 愛知県税

法人の方 法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の方 個人事業税及び自動車税

(2) 高浜市が独自に設定する要件

① 高浜市税が未納でないこと。（ただし、高浜市に納税義務がある事業者に限る。）

② 雇用保険及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入について届出を関係機関に行っていること。（届出義務のない場合を除く。）

2 申請の方法

(1) 申請をする方は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」及び「参考資料」ー「入札参加資格申請の手引き」

(2) 申請は、支店等の有無に関わらず、電子入札コアシステムに対応した**民間認証局が発行する本店（建設業法上の主たる営業所）の代表者名義のICカード**が必要になります。

(3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めてどこか1

つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。

契約を締結する営業所は、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です（建設業許可の手引きを参照してください。）。

- (4) 申請内容入力の際は、画面上の注意、操作手引書（ポータルサイト掲載）及び「申請上の注意点」に従ってください。
- (5) 申請の入力内容を送信後、速やかに後記「4 別送書類」(1) で示す別送書類を送付してください。
- (6) 世界貿易機関(WTO)の特定調達に係る特定役務の入札のみを希望する場合は、申請時に後記「4 別送書類」(3) に記載する提出先に、その旨を申し出てください（この取扱いは、具体的な案件等がある場合に限り行います。）。

3 受付期間

(1) 定時受付

平成30年1月4日（木）から平成30年2月15日（木）まで
平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで
審査は受付順に実施します。早期の申請にご協力ください。

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

(2) 随時受付

平成30年4月2日（月）～平成32年1月31日（金）
平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

申請内容を入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、(1)に記載する書類各1部を「別送書類送付書」とともに、(2)に記載する期日までに郵送で提出してください。

**別送書類（各種証明書等）は、申請日において、発行日より3か月以内のものとし
ます（鮮明であれば写し可）。**

(1) 提出する書類等

① あいち電子調達共同システム（CALS/EC）に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、**代表して申請要件を審査する自治体**（以下「**代表審査自治体**」という。）が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	摘要	
納税証明書 （国税）	代表審査自治体が高浜市の場合	次のいずれかの納税証明書を(3)の提出先へ郵送してください。 ①法人の方「その3の3」 ②個人の方「その3の2」 ※ 本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。
	代表審査自治体が高浜市以外の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。
納税証明書 （県税）	代表審査自治体为爱知県の場合	提出書類は不要です。申請時に入力した課税番号で愛知県が確認します。 ※ ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。
	代表審査自治体が高浜市の場合	次のいずれかの書類を(3)の提出先に郵送してください。 ①愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ②愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」
	代表審査自治体がおたの場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。

② 高浜市が独自に設定する要件に関する書類

高浜市が独自に設定する要件については、経営事項審査の結果をもとに審査します。

経営事項審査結果通知書にて、雇用保険の加入の有無、健康保険の加入の有無、厚生年金保険の加入の有無について、審査結果が「有」もしくは「除外」である者は、書類の提出は必要ありません。審査結果が「無」である者は、以下の書類

を（３）の提出先へ郵送してください。審査結果が「無」である者で、書類の提出がない場合の申請は、不受理となります。

経営事項審査結果	提出書類	摘要
雇用保険の加入の有無、健康保険の加入の有無、厚生年金保険の加入の有無について、審査結果が「有」もしくは「除外」である者	なし	—
雇用保険の加入の有無について審査結果が「無」の者	雇用保険の加入の届出をしている場合 ・保険料の領収書（写し）等	直近３ヶ月以内のものを提出してください。領収書のない場合は、ご連絡ください。
	雇用保険の加入の届出義務のない場合 ・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の届出義務がないことの誓約書	書式は高浜市ホームページに掲載しています。
健康保険の加入の有無について審査結果が「無」の者	健康保険の加入の届出をしている場合 ・保険料の領収書（写し）等	直近３ヶ月以内のものを提出してください。領収書のない場合は、ご連絡ください。
	健康保険の加入の届出義務のない場合 ・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の届出義務がないことの誓約書	書式は高浜市ホームページに掲載しています。
厚生年金保険の加入の有無について審査結果が「無」の者	厚生年金保険の加入の届出をしている場合 ・保険料の領収書（写し）等	直近３ヶ月以内のものを提出してください。領収書のない場合は、ご連絡ください。
	厚生年金保険の加入の届出義務のない場合 ・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の届出義務がないことの誓約書	書式は高浜市ホームページに掲載しています。

なお、高浜市以外の申請先自治体が必要とする別送書類は、申請の入力内容を送信後の到達確認画面または操作手引書（ポータルサイト掲載）で確認できます。）

【参考】ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉－「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」－「4. 1 建設工事」

(2) 提出期日

① 定時受付

申請の入力内容の送信日から7日以内必着。入力内容の送信日と同日の発送にご協力ください。

ただし、最終提出期限は、平成30年2月20日（火）必着。

② 随時受付

申請の入力内容の送信日から7日以内必着。入力内容の送信日と同日の発送にご協力ください。

なお、7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。

※ 上記①、②の提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

【注意】申請内容の入力後、送信すると内容の修正ができません。申請の入力内容を十分確認した上で、送信してください。特に定時受付期間中は、定時受付及び随時受付の申請の取下げができませんので注意してください。

(3) 提出先

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所 総務部 財務グループ

TEL：0566-52-1111（内線312）

FAX：0566-52-1110

メール：zaimu@city.takahama.lg.jp

5 資格審査

入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 資格審査（格付）状況照会

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会/補正」→「申請状況照会/補正申請」から、現在の進捗状況を確認することができます。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」ー「6. 1 申請状況照会」

なお、別送書類及び申請の内容に不備等がある場合は、申請先自治体から補正指示が出されている場合があります。申請の入力内容の送信後に、必ず審査（格付）の進捗状況を確認してください（補正申請をしない場合、不受理となることがあります。）。

7 資格審査（格付）結果

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）結果を参照することができます（書面による通知は行いません。）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会・補正」→「格付結果照会」

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉→「操作手引書」ー「入札参加資格申請」→「1 1. 1 格付結果照会」

なお、定時受付の場合は、平成30年3月末までに審査終了のメールが送信される予定で、平成30年4月2日（月）から格付結果の参照が可能です。

8 資格の有効期限

(1) 定時受付の場合：平成30年4月1日（日）～平成32年3月31日（火）まで

(2) 随時受付の場合：入札参加資格の認定日～平成32年3月31日（火）まで

※平成28・29年度入札参加資格者名簿の有効期限は平成30年3月31日まで

9 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の申請をし、認定を受ける必要があります。

10 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができます。

その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

11 入札参加資格決定後における登録内容の変更等

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、次のとおり速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る申請の入力内容の送信後の変更は、平成30年4月2日(月)以降に受付を行います。

(1) 申請方法

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

① 次表変更等事項中1から10の事項

あいち電子調達共同システム(CALS/EC)にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

② 次表変更等事項中11から13の事項

申請の入力内容の送信後、次表の書類を各1部、提出期日までに郵送で提出してください。

(2) 添付書類(各種証明書等)

① 次表変更等事項中1から10の事項

添付書類は不要です。

② 次表変更等事項中11から13の事項

申請の入力内容の送信後、次表の書類を各1部、提出期日までに郵送で提出してください。

(3) 提出期日

申請内容の送信日から7日以内必着。

※ 提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

(4) 提出先

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所 総務部 財務グループ

TEL：0566-52-1111（内線312）

FAX：0566-52-1110

メール: zaimu@city.takahama.lg.jp

変更等事項	添付書類（別送書類）
1 商号又は名称（支店営業所を含む）	なし
2 所在地、郵便番号又は電話番号（支店営業所を含む）	なし
3 建設業許可（業種追加を除く）に関する事項	なし
4 業種追加に関する事項	なし
5 登録等に関する事項	なし
6 資本金（法人のみ）	なし
7 本店（建設業法上の主たる営業所） 代表者の職名又は氏名	なし ※1 代表者氏名が変わる場合は、別に IC カードの変更・登録が必要です。
8 契約を締結する営業所代表者の職名又は氏名	なし ※1 契約を締結する営業所代表者氏名が変わる場合は、別に IC カードの変更・登録が必要です。
9 電話番号、FAX 番号又は E メールアドレス	なし
10 廃業又は取下げ	なし

11 個人から法人への組織変更	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の建設業廃業届又は許可取消通知書の写し ・法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等） ・登記事項証明書の写し ・個人廃業時及び法人の経營業務の管理責任者証明書の写し ・法人の建設業許可申請書（別表を含む）の写し ・法人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
12 合併、営業権譲渡等による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を承継した法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等） ・合併・営業権譲渡等契約書の写し ・法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し ・登記事項証明書の写し ・事業を承継した法人の建設業許可申請書又は建設業の許可に関する変更届出書及びそれらの書類に添付した別表の写し
13 相続による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・相続関係を証する書面（戸籍謄本等） ・相続人の建設業の許可関係を証する書面（許可通知書の写し等） ・相続人の建設業許可申請書の写し ・相続人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

変更事項11～13は、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、内容確認のため、上記以外の添付書類を提出していただく場合や来庁していただく場合があります。

※1 ポータルサイトー〈利用規約〉ー「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約」ー「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」を参照してください。

12 その他

- (1) 申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 申請後は、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められますので、申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。
また、申請内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。
- (3) 当該申請に基づく入札参加資格者名簿は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- (4) 公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。
- (5) 建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されました。
申請については、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第1条第2号に定める施行日（平成28年6月1日施行）以降の必要な処理を行った後、平成28年9月7日から受付しています。
なお、施行の際既にとび・土工工事業の許可で解体工事業を営んでいる建設業者については経過措置が設けられ、施行日から3年間は、引き続きとび・土工工事業の許可を有している限り、解体工事業の許可を受けなくても解体工事業を営むことができます。

【申請上の注意点について】

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

申請内容の入力を行う前に、各申請先自治体の申請項目、別送書類等をご確認ください。

1 申請者情報入力

画面上の指示に従って入力してください。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」→「5. 1 建設工事新規申請」

(1) 建設業許可番号

一般建設業許可と特定建設業許可を共に保有している方は、必ず、**特定建設業許可**の番号を入力してください。

(2) 経営事項審査基準日

① 申請内容の送信時に、経営事項審査結果と申請内容との照合を自動で行っていただきます。

照合の結果、不整合が生じる場合は、「仮受付」となり、「補正指示メール」が自動的に申請者連絡先に設定したEメールアドレスに送信されます。このメールが届いた場合は、申請先自治体への申請内容の送信が完了していない状態ですので、経営事項審査の総合評価値通知書の内容と申請の内容を再度確認し、補正申請を行ってください。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」→「8. 1 補正申請」

【補正申請が必要な例】

- ア 「建設業許可番号」：該当する許可番号の経営事項審査結果が存在しない。
→ 許可番号の入力が正しいか確認してください。
- イ 「審査基準日」：該当する審査基準日の経営事項審査結果が存在しない。
→ 審査基準日の入力が正しいか確認してください。
(※定時受付の場合は、審査基準日が平成28年7月1日から平成29年6月30日の間の日付で入力されているか、ご確認ください。)
- ウ 「資格審査希望業種」：後記「2 契約営業所入力」(3)でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。
→ 経営事項審査を受けていない業種を選択することはできません。
- エ 「資格審査希望業種」：後記「2 契約営業所入力」(4) でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。
→ 経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

② 次の事例に該当する場合は、必ず仮受付となります。管理自治体で対応しますので、画面表示される管理自治体に連絡してください。

- ア 経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可番号の変更(知事許可から大臣許可など)があり、結果通知の許可番号と一致しない許可番号で申請している場合
- イ 経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可区分(特定・一般)の変更があり、結果通知の許可区分と一致しない区分で入札参加資格申請している場合

【参考】◆ 管理自治体の決定方法について

ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」ー「3. 1 管理自治体とは」

◆ 補正申請や申請状況照会の操作について

ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」ー「6. 1 申請状況照会」

③ 定時受付で、次の事例に該当する場合は、例外的に審査基準日を平成29年7月1日以降で入力することとなります。申請内容の送信後に、管理自治体に連絡してください。

- ア 平成29年7月1日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡による経営事項審査を受審し、その結果通知が申請日の時点で到達している場合
- イ 決算期の変更により、審査基準日を平成28年7月1日から平成29年6月30日の期間内とする経審を受審していない場合(ただし、平成29年7月1

日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。)

ウ 平成29年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査が初めての受審である場合又は平成28年7月1日から平成29年6月30日の期間を審査基準日とする経営事項審査を何らかの理由で受審していない場合(ただし、平成29年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。)

エ 平成29年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査で、平成29年6月30日以前を審査基準日とする経営事項審査において受審していない業種を新たに受審し、その業種について申請を行っている場合。(ただし、平成29年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。)

(3) 申請者情報

① 所在地

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。

(例)

愛知県 ▼ 高浜市 ▼ 青木町4-1-2

② 商号又は名称(フリガナ)

「カブシキガイシャ」や「(カブ)」などは入力せず、社名のみのフリガナを入力してください。

③ 商号又は名称(漢字)

各組織名の略号は次のとおりですので、該当するものをプルダウンメニューで選択してください。

コード	略号	組織名	コード	略号	組織名
1	(株)	株式会社	13	(監)	監査法人
2	(有)	有限会社	14	(福)	社会福祉法人
3	(資)	合資会社	15	(訓)	職業訓練法人
4	(名)	合名会社	16	(独)	独立行政法人
5	(同)	協同組合	17	(特)	特定非営利活動法人
6	(業)	協業組合	18	(中間)	中間法人
7	(企)	企業組合	19	(合)	合同会社
8	(財)	財団法人	20	(他)	その他
9	(相)	相互会社	21	(一社)	一般社団法人

10	(社)	社団法人	22	(一財)	一般財団法人
11	(医)	医療法人	23	(公社)	公益社団法人
12	(学)	学校法人	24	(公財)	公益財団法人

④ 代表者職氏名

個人事業主の場合は、「代表者職氏名_〔役職〕」は空欄にしてください。

⑤ 連絡先

補正指示や審査終了等のメールは、連絡先に入力したEメールアドレスに送られますので、入力内容に誤りがないよう注意してください。

(4) 申請先選択

申請を行う自治体に、チェックを入れてください。

なお、定時受付期間中は、申請内容の送信後に、申請する自治体を追加することはできません。必ず申請を希望する自治体全てにチェックを入れて、申請内容の送信を行ってください。

2 契約営業所入力

画面上の指示に従って入力してください。

(1) 所在地

契約を締結する営業所の住所は、通常統一的に使用する住所を記入してください。入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。

(例)

愛知県 ▼ 高浜市 ▼ 青木町4-1-2

(2) 契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項

委任期間は、平成30年4月1日から入札参加資格の有効期限（平成32年3月31日）までとします。

(3) 契約を締結する営業所の許可業種

契約を締結する営業所で受けている許可業種で、かつ1(2)で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種を選択してください。

(4) 資格審査を希望する業種

別表1『発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許

可業種（例示）』、別表2『「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種の略号」』及び別表3『「専門工事を希望する業種の略号」』を参照の上、入札参加の資格審査を希望する業種を選択してください。

なお、高浜市においては、別表3の専門工事業種の登録は行っておりません。

また、入札参加の資格審査を希望する業種は、1（2）で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種でなければなりません。

3 共通情報入力

(1) 資本金（法人のみ）

申請時点での資本金額を入力してください。申請時点のため、経営事項審査の総合評定値通知書に記載の資本金額と相違があっても構いません。

(2) 営業年数

建設業許可を取得してから申請時までの営業年数を入力してください（1年末満端数は切り捨て）。

(3) 建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を選択してください。

また、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から会員番号が入力できない場合は、「00000000」（0を8桁）を入力してください。

照会先 建設業労働災害防止協会愛知県支部【電話052-242-4441】

(4) 建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を選択してください。

また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契約者番号及び証明書番号を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から会員番号が入力できない場合は、「00000000」（0を8桁）を入力してください。

照会先 建設業退職金共済事業本部愛知県支部【電話052-243-0871】

(5) ISO認証取得状況

申請日現在における「ISO9001」「ISO14001」のいずれかを（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を選択してください。

認証の場合は、認証番号を入力してください。あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から認証番号が入力できない場合は、「00000000」（0を8桁）を入力してください。

なお、認証取得している部門は問いませんが、高浜市と契約を締結する営業所において、認証を受けている必要があります。

(6) 常勤職員数

申請日現在における常時雇用している従業員の数を入力してください。本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指します。

なお、「技術職員」及び「事務職員」は、専ら建設業に従事している職員を指し、「その他職員」は、それ以外（兼業部門等）の職員及び常勤役員を指します。

(7) 有資格者技術職員数等

① 申請日現在における有資格者数を入力してください。

なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格のある方は、該当する資格の欄すべてに入力してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇は、上位のもののみを入力してください。

② 「合計」欄は、該当する資格の延べ数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

なお、「技術士」は、技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。

(8) 監理技術者資格者証所持者数

① 申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に入力してください。

なお、資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方は、該当する資格の欄すべてに入力してください。

② 「合計」欄は、該当する資格の延べ数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

4 個別情報入力

(1) 障害者雇用率達成状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣（管轄公共職業安定所）への報告をしている場合又は同法に基づく報告義務のない方で、障害者（同法における障害者雇用率算定上の障害者の範囲に該当する者に限る）を雇用している場合は、「達成」を選択し、雇用していない場合は、「未達成」を選択してください。

(2) 労働者災害補償保険の加入状況

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災給付に加入している場合は、「加入」を選択し、加入していない場合は「未加入」を選択してください。

(3) 外資状況

外資系企業（日本国籍会社を含む）のみ「国名」に外国名を入力し、「（比率〇〇%）」内に当該国の資本比率を入力してください。

なお、「(2)の日本国籍会社（比率100%）」は、100%外国資本の会社を指し、「(3)日本国籍会社（〇〇%）」は、一部外国資本の会社を指します。

(4) 適格組合証明

官公需の中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合は、中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。

(5) グループ経審

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通省が企業集団として認定した建設業者に係る経営事項審査（グループ経審）の認定を受けている場合は、「企業集団及び企業集団についての数値等認定書」の通知年月日、企業集団に属する企業の商号又は名称及び建設業の許可番号を入力してください。

(6) 専門工事実績内容

高浜市への申請においては、入力不要です。画面上部に表示されている自治体が必要としている情報ですので、内容は、表示されている自治体に問い合わせてください。

(7) 税の未納がないことの確認

申請先自治体の指定する税について未納がないときは、「はい」を選択し、未納がある場合は、「いいえ」を選択してください。

なお、高浜市に納税義務のない方は、「はい」を選択してください。

(8) 納税状況の確認についての同意

高浜市に納税義務がある方で高浜市税について、本市が納税状況を確認することについて同意する場合は、「はい」を選択してください。また、確認することについて同意される場合は、課税番号のところに「1」を入力してください。高浜市に納税義務がない方については、「00000000」（0を8桁）を入力してください。

(9) 申請先自治体との指名・契約実績

入札参加の資格審査を希望する業種について、申請日からさかのぼって2年以内に、高浜市から指名通知を受けた実績及び契約実績がある場合は、「有」を選択し、ない場合は、「無」を選択してください。

別表1 発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
1	一般土木工事 （総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。）	土木工事業 （プレストレストコンクリート構造物工事の場合、専門工事の申請が必要）
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事 （しゅんせつ船を必要とする工事）	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	法面処理、ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
7	道路標識等設置工事	
8	道路区画線工事	
9	土木工作物塗装工事	塗装工事業
10	建築物塗装工事	
11	下水処理設備工事	水道施設工事業
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業
14	機械設備工事 （電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。）	機械器具設置工事業
15	一般建築工事	建築工事業
16	建築物除去工事	とび・土工工事業 解体工事業
17	防水工事	防水工事業
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業
19	さく井工事	さく井工事業
20	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
21	電気設備工事	電気工事業
22	電気通信設備工事	電気通信工事業

23	畳工事	内装仕上工事業
24	建具工事	建具工事業
25	消防施設工事	消防施設工事業

(注) 一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも当該発注工事の内容が、技術、その他の理由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合は、この表に関わらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表2 「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業種名	略号	業種名	略号	業種名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

別表3 専門工事を希望する業種の略号

業種名	工事内容	略号
土木工事業	プレストレスト構造物コンクリート(PC)	プ
とび・土工工事業	道路標識工事 防護柵工事 視線誘導標工事 反射鏡工事 道路鉾工事 遮音壁工事 法面保護工事	標 防 視 反 鉾 遮 法
塗装工事業	路面標示工事	路

問合せ先

〒444-1398

愛知県高浜市青木町4-1-2

高浜市役所 総務部 財務グループ

TEL (0566) 52-1111 (内線312)

FAX (0566) 52-1110

Eメール zaimu@city.takahama.lg.jp

ホームページ <http://www.city.takahama.lg.jp/>